

都道府県公害審査会の動き

公害等調整委員会事務局

受付・終結事件の概要（平成26年10月～12月）

1. 受付事件

事件の表示	事 件 名	受付年月日
埼玉県 平成26年(調)第4号事件	飼い犬の鳴き声等による騒音被害防止等請求事件	平成26.10.3
埼玉県 平成26年(調)第5号事件	飲食店からの騒音被害防止請求事件	平成26.10.8
埼玉県 平成26年(調)第6号事件	学校建替え工事に伴う騒音・振動のおそれ公害防止等請求事件	平成26.11.10
京都府 平成26年(調)第2号事件 (京都府平成26年(調)第1号事件への参加申立て)	動物霊園建設工事による地盤沈下・振動等のおそれ公害防止請求事件	平成26.11.11
大阪府 平成26年(調)第6号事件	マンション建設工事による騒音被害等防止請求事件	平成26.10.16
奈良県 平成26年(調)第1号事件	家庭用燃料電池からの騒音被害防止請求事件	平成26.11.12
岡山県 平成26年(調)第1号事件	採石場の事業活動による水質汚濁被害防止請求事件	平成26.9.30

2. 終結事件

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
<p>千葉県 平成25年(調) 第1号事件</p>	<p>平成25年9月27日受付</p> <p>深夜・早朝に、被申請人の従業員宿舎から発生する、車のドア開閉音やアイドリング音、宿舎のシャッター等の開閉音、従業員の話声及び業務用換気扇の音により、申請人は、強い不快感や不眠症に悩まされるなど、精神的・身体的苦痛を被っている。よって、被申請人は、①申請人宅と従業員宿舎間における、車の出入り及び駐停車を禁止すること、②申請人宅に面する被申請人数地内に防音壁を設置すること、③損害賠償金を支払うこと。</p>	<p>平成26年10月21日調停成立</p> <p>調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、申請人に対し、申請人宅に面した被申請人所有の敷地を被申請人の社員寮として使用するに際して、同敷地内における自動車のドアの開閉音及びアイドリング等による騒音について、その低減を図るため次の諸対策を実施する、(1)本件敷地内のうち、車両乗入制限区域として設定した区域(以下「乗入制限区域」という。)における自動車の出入りを、緊急事態等の特別な事情のない限り、平日午後10時から午前6時まで、土日祝日の午後10時から午前7時まで行わないものとする、(2)従業員に対し、「乗入制限区域」及びその周辺においても、自動車ドアの開閉音及びアイドリング等から生じる騒音について注意喚起を徹底する、(3)「乗入制限区域」及びその周辺への騒音対策を内容とする掲示板を設置するなど、従業員の意識向上を図る、②被申請人は、今後も騒音についての被申請人に対する意見・要望を受け付ける窓口を被申請人会社内に設け、申請人からの意見・要望があったときは誠実に対応する、③申請人と被申請人らは、今後良好な近隣関係の形成に努めるものとし、将来問題が生じた場合は、相互に誠意をもって協議の上、協力して解決を図るものとする、④申請人と被申請人らは、本調停において取り上げられた問題については、上記の通り合意したものであることを確認し、今後、本件に関し再度調停の申立て、訴訟の提起、その他法的手続きをすることはしない、⑤本件調停手続きに要した費用は、当事者各自の負担とする等を内容とする調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>
<p>東京都 平成24年(調) 第1号事件</p>	<p>平成26年3月15日受付</p> <p>被申請人の搬出入している倉庫から発生する騒音により、申請人及び一級障害者である家人とともに、睡眠不足、血圧・動悸の上昇などの健康被害を受け疲労困ぱいしている。よって、被申請人は、防音壁、防音床面等を敷設置するなどして、搬出入している倉庫から発生する騒音を低減すること。</p>	<p>平成26年11月20日調停成立</p> <p>調停委員会は、11回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①申請人と被申請人は、被申請人施設からの騒音低減措置として、被申請人が次のことを行ったことを相互に確認する、(1)被申請人は、被申請人施設に別紙のとおり平成26年8月に鉄板を敷設した、(2)被申請人は、大型バックホーに設</p>

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
		<p>置するスケルトンバスケット及びブッシュの交換を平成 26 年 10 月 20 日に完了した、②被申請人は、申請人に対し、被申請人施設からの騒音低減措置として次のことを約する。(1)被申請人は、被申請人施設における遮音カーテンを本調停条項締結後速やかに設置する、(2)被申請人は、重機、車両等エンジンを起動する作業は、午前 8 時以降午後 6 時までとする。また、重機、車両等を使用しないときは、エンジンを切るように努める、(3)ダンプカーからガラ、残土を降ろした後、アオリを閉じる際には箒を挟むなど、騒音の発生を抑制する、(4)ショベルローダーによる骨材の掬い取り作業は、バスケットを底盤から数センチ浮かせる、(5)骨材置場の骨材を持ち上げるときは、ブルドーザーの先端部分を静かに地面につけた上でゆっくり操作する、(6)竹箒の使用時には、水撒きをする、(7)ガラは必ず保管庫に入れる、(8)ガラの積出し時は静音化に注意して積み込む、(9)バックホーによるガラと残土の振り分け作業は、運転操作の静音化に努める、(10)ガラの積出し時は、大きなガラに特に注意して発生音の最小化に努める、(11)被申請人数地内において、ダンプの急発進、急停車、ダンプの荷台を揺すって大きな音を出しながら残土を出すことは控えるように指導徹底する、(12)バックホー、ショベルローダーについては、より発生騒音の低い機種が発売されたときは、適当な時期に入れ替える、(13)被申請人は、関係法令等を遵守するように務める、③申請人と被申請人は、良好な近隣関係の形成に努めるとともに、前記①ないし②について不具合等が存在する場合は、双方の協議により円滑に解決するよう努める、④申請人と被申請人は、以上をもって本件申立てについては解決したものとし、本調停書に定めるほかは、何らの債権債務の存しないことを相互に確認する、⑤調停費用は各自の負担とする等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>
東京都 平成 25 年(調) 第 1 号事件	平成 25 年 4 月 11 日受付 被申請人は 4 車線道路を建設中だが、①当該道路周辺地域は、現状で大気汚染とその被害が深刻であることから、新たな自動車交通量の増加は、大気汚	平成 26 年 12 月 22 日調停打切り 調停委員会は、9 回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
	<p>染被害を増加・悪化させるおそれがある、②道路の騒音に関して、アセスに問題があり、また沿道地域は、新環境基準の適用と用途地域変更による一方的な基準緩和で居住環境・生活環境の悪化、非人間的な生活を強いられることとなる。よって、被申請人は、①事業者として建設中の当該道路を緊急車両及び自転車のみで供用すること、②上記①ができない場合は、供用に際して、当該道路4車線の外側各1車線を自転車専用レーンにして、交通量を抑制し、大気汚染と騒音を低減すること、③一部供用開始後、騒音、大気汚染の測定を実施し、公表すること。環境基準を超えた場合は、直ちに、速度制限と交通量を抑制するために車線規制を行うこと。</p>	
<p>東京都 平成25年(調) 第5号事件 (平成25年(調)第1号事件への参加申立て)</p>	<p>平成25年8月28日受付</p> <p>東京都平成25年(調)第1号事件と同じ。</p>	<p>平成26年12月22日調停打切り</p> <p>東京都平成25年(調)第1号事件と同じ。</p>
<p>山梨県 平成25年(調) 第1号事件</p>	<p>平成25年3月27日受付</p> <p>被申請人が経営する木材加工場において発生する騒音、振動、粉じんにより、生活に支障が生じている。特に搬入した木材(丸太)を場内に落とす作業において生じる振動で自宅が揺れ、家にいられない状況である。よって、被申請人は、木材加工場における作業に関し、①騒音及び振動の値を規制基準以下にすること、②粉じんの発生を防止すること、③搬入された材木の一気に落とさないこと、④作業時間を8時～17時とすること、⑤土日、祝日の作業はやめること。</p>	<p>平成26年10月17日調停成立</p> <p>調停委員会は、10回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、申立てに係る木材加工場について、平成27年3月末日を目処に閉鎖し、他市へ移転する。被申請人は、移転工事に関し、工場の稼働終了日、機械搬出日が確定したときは、速やかに申請人らに連絡する。被申請人は、仮に平成27年3月末日までの移転が困難になった場合は、速やかに申請人らに連絡をする、②工場の移転が完了するまでの間、工場の稼働時間については、以下のとおりとする。(1)工場の建物外での作業の開始時刻は、午前6時30分とする。(2)工場内の機械の稼働時間は、原則として、午前8時から午後5時とし、清掃を含め、午後6時には、工場内の作業を終了する。ただし、機械の不調等の事情により、工場内の作業終了時刻が午後6時30分を超えることが明らかになった場合は、被申請人は速やかに申請人らに連絡をする。(3)土日祝日は、原則として、工場内の機械を稼働させないこととし、仮に稼働する必要がある場合は、被</p>

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
		<p>申請人は、申請人に対し、速やかに連絡をする、③被申請人が、②の稼働時間の取決めに反し、作業を行っていること、または、工場内外の騒音について、申請人らが被申請人に対し苦情を申し出るときは、予め通知した本社担当者に電話する方法により行う。申請人らと被申請人の連絡については、申請人の代表が行うこととし、双方誠実に対応する、④被申請人は、工場の稼働に際し、騒音の発生について十分に留意し、騒音の低減に努力する、⑤本調停に要した費用は、当事者各自の負担とする等を内容とする調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>
<p>三重県 平成26年(調) 第1号事件</p>	<p>平成26年7月17日受付</p> <p>被申請人は建物解体工事業を営んでいるが、申請人自宅の近隣で行った鉄筋建物の解体工事の振動により家屋にひび割れが生じた。よって、被申請人は、申請人自宅の被害を受けた以下の箇所を修理すること。①2階和室の壁のひび割れ、②2階書道部屋のクローゼットのひび割れ、③基礎部分(犬走り)のひび割れ。</p>	<p>平成26年10月27日調停打切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>滋賀県 平成25年(調) 第2号事件</p>	<p>平成25年7月10日受付</p> <p>被申請人は砂利類の採取・販売業、土木工事業を営んでいるが、被申請人が汚泥を不法投棄したことにより、土壌汚染及び悪臭により生活環境が害され、また、本件土地が使用できなくなった。よって、被申請人は、被害発生地域に不法投棄した被申請人の事業活動により排出した産業廃棄物たる砂利洗浄・選別後の汚泥約3万㎡を搬出すること。</p>	<p>平成26年10月6日調停打切り</p> <p>調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>大阪府 平成26年(調) 第5号事件</p>	<p>平成26年8月25日受付</p> <p>申請人宅に隣接する被申請人所有地は平成初頭から駐車場として被申請人が営業しているが、営業開始当初から申請人は駐車場契約者によるドアの開閉音やアイドリングの排気音、排気ガスによる被害を被っている。これらの被害は、申請人宅側に駐車中の車の後部が来ることに起因するところが大きいため、申請人は平成21年5月頃から被申請人に対して、契約者に対し前向き駐車の徹底等を指導するよう申し入れを行い、このほか契約者による廃棄物</p>	<p>平成26年12月2日調停成立</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、申請人を含む近隣居住者に対する騒音、排気ガス、排水等の問題に配慮し、次の事項を遵守する、(1)被申請人は、申請人宅に隣接する被申請人所有の駐車場内に高さ1.5m程度、厚さ10cm程度のブロック塀を、被申請人の費用負担で設置すること、②申請人と被申請人は、本調停が成立したことにより、本件騒音、排気ガス、排水等の問題が円満に解決したことを確認し、今後、</p>

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
	<p>の投棄や駐車場からの排水による被害についても苦情を申し立ててきたが、被申請人は平成24年4月に簡単な車止めと注意喚起の看板を設置して以降、申請人の苦情に応じない。よって、被申請人は、①被害発生地東側駐車場において、契約者に対し、前向き駐車の徹底とドアの開閉やアイドリングについての配慮を契約書に明記するほか、注意喚起の看板設置等の手段により徹底させなければならない、②当該駐車場に隣接する側溝の廃棄物の除去に努めなければならない、③当該駐車場敷地内の排水対策を講じて、被害発生地への浸水被害を防止しなければならない。</p>	<p>互いに良好な近隣関係を築くように努める等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>
<p>愛媛県 平成26年(調) 第1号事件</p>	<p>平成26年4月30日受付</p> <p>被申請人は、平成26年4月6日から焼却炉の試験稼動を行っているが、その数日後より申請人の居住地域に刺激臭が漂い、喉の痛み、頭痛、めまい、吐き気などの体調異常や精神的不穏を自覚するようになった。よって、被申請人は、申請人らの健康及び生活上の被害を根絶するため、産業廃棄物焼却施設を操業してはならない。</p>	<p>平成26年11月28日調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>熊本県 平成26年(調) 第1号事件</p>	<p>平成26年6月9日受付</p> <p>申請人は、被申請人クリーニング店の下水道等から発生する様々な臭い(ガス、灯油、石油、消毒等)により化学物質過敏症を発症した。化学物質過敏症はこの場所から逃れることでしか回復しないとされており、この病気にたどり着くまで休業し、病院通いをしている。また、庭の中央が昨年草があまり生えず苔が生えている。よって、被申請人は①クリーニング業の下水、排水、排出、作業場(内・外)、機械全て設備が整っているか、故障はないか保健所に調査してもらうこと、②申請人の営業所が安全な土地であり、安全な場所であることを証明すること、③申請人の店舗に目張りをすること、④申請人に対し、肉体的・精神的苦痛を与えたことに対し、慰謝料を支払うこと。</p>	<p>平成26年12月25日調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>沖縄県 平成25年(調) 第1号事件</p>	<p>平成25年6月7日受付</p> <p>被申請人は、都市計画上の用途制限に</p>	<p>平成26年12月1日調停成立</p> <p>調停委員会は、5回の調停期日の開催</p>

事件の表示	請 求 の 概 要	終 結 の 概 要
	<p>より本件工場が営業できない地域にもかかわらず営業を行い、コンプレッサーの騒音や強いシンナー臭を放出している。それにより、不眠・血圧上昇などの身体的・精神的損害が発生している。よって、被申請人は、①工場の営業を停止すること、②平成25年6月末日までに工場の建物を撤去すること、③慰謝料並びに建物撤去に至るまで毎日金員を支払うこと。</p>	<p>等手続きを進めた結果、①被申請人工場の土地の賃貸借契約期間については、平成33年7月31日までとし、以後の更新は行わない旨、申請人、被申請人及び利害関係人は確認する、②被申請人は、申請人及び利害関係人に対し、以下の内容を念書として約束し、最善を尽くす、(1)自動車修理工場を移転するまでの間、同所は自動車の一時保管場所及び中古車販売場としてのみ利用し、使用目的を変更する場合、賃貸人の承諾を得る、(2)自動車解体・修理等の騒音の出る作業及びシンナー・排気ガスその他異臭等の出るような作業等は原則行わない、(3)緊急の場合を除き、早朝深夜・日曜祝日の作業は行わない、(4)同所内に、賃貸人の承諾なく新たなガレージ等の建物や建造物を設置しない、(5)同所内に一時保管する車両や物品等の衛生管理を含む適正な管理を行なう、(6)現在、同所内に置かれている可動式の物置小屋は、平成27年6月までに移転の上、強風で倒壊等することのないよう固定する、(7)賠償責任保険への加入を検討する等を内容とする調停案を当事者全員が受諾し、本件は終結した。</p>
<p>沖縄県 平成26年(調) 第1号事件</p>	<p>平成26年7月18日受付</p> <p>申請人は、養鶏場を営んでおり、近くで行われている道路工事で使用する重機から発生する騒音により、申請人が営む鶏舎の鶏に健康被害が生じ、重度のものは死に至る等、申請人の経済活動を著しく妨害した。また、工事完了後は、昼夜問わず通行する車両等の騒音による鶏への影響が懸念される。よって、被申請人は鶏舎の鶏に悪影響を与える工事及び道路の設置を中止すること。</p>	<p>平成26年10月24日調停打切り</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

(注) 上記の表は、原則として平成26年10月1日から平成26年12月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。